

# 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）

## ・障害児福祉計画（第2期）策定に向けた課題と方向 （案）

### （1）協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

#### ① 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発

障害等のある人の調査では、市民が「共生社会（ノーマライゼーション）」という考え方を十分に理解があると回答する割合は、身体障害者及び精神障害者では2割台、知的障害者では1割台となっています。また、子どもの育ちや発達に関する調査では、身体障害者及び児童通所・障害福祉サービス利用者では1割台、知的障害者、精神障害者、難病患者では1割以下となっています。

また、市民が共生社会（ノーマライゼーション）という考え方を十分に理解していると思うかの回答では、障害等のある人への調査では「特別な目で見ないこと」「思いやりのある声かけがある」が多く、子どもの育ちや発達に関する調査では、「お子さんのことを理解して受け入れができること」「お子さんを特別な目で見ないこと」「お子さんが大きな声を出したり動き回っても、嫌な顔をされないこと」が多くなっています。

障害者福祉団体調査及び障害福祉サービス事業所調査では、団体からは学習会や講演会などによる意識啓発の協力、事業者からは研修会や情報提供のほか、交流、場の提供、地域との関係づくり、学校との連携等の協力の意向があります。

障害者福祉団体、障害福祉サービス提供事業に協力をいただきながら、ノーマライゼーションに対する市民の理解促進に向けて一層の情報提供、意識啓発や障害のある人との交流を推進する必要があります。

#### ② バリアフリーの推進

障害等のある人への調査では、身体障害者は他の障害と比べて外出頻度や市内のバリアフリー環境の整備状況の満足度が低く、子どもの育ちや発達に関する調査では、市内のバリアフリー環境の整備状況の満足度について、知的障害者はやや不満と不満を合計すると5割以上となっています。整備状況の不満な理由について、障害等のある人への調査、子どもの育ちや発達に関する調査ともに「建物の出入口や通路に段差があったり、幅が狭いこと」が最も多く、次いで障害等のある人への調査は「道路に障害物（商品や看板、放置自転車、電柱など）が多いこと」、子どもの育ちや発達に関する調査は「誰もが使いやすいトイレの設置が不十分」が多くなっています。

引き続き、道路や建物等のハード面のバリアフリー環境整備を進めていくとともに、情報提供等のソフト面のバリアフリー、障害の理解等の心のバリアフリーも一層推進する必要があります。

### ③ 地域における見守り・支え合いの推進

障害等のある人への調査では、地域で頼みたいことでは、いずれも「安否確認の声かけ」が5割を超え、知的障害者と精神障害者は「災害時避難の手助けの準備」も5割を超えています。頼まれたらできることでは、「安否確認の声かけ」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」がどの障害においても3割以上となっています。また、一般市民調査では、近隣で手助けできることがあると回答している人は8割を超えており、「日常の見守りや声かけ」、「災害時など非常時の安否確認や避難の手助け」ができると回答する人が多くなっています。

障害の有無にかかわらず、頼まれたらできると回答する人が多いことから、地域における見守り、支え合いの担い手になってもらうための方策について検討が必要です。

一方で、障害等のある人への調査での近所づきあいの程度は、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」は知的障害者と精神障害者が2割台、難病患者が1割台、身体障害者が1割以下となっています。見守り、支え合いを促進するためにも、障害のある人と地域の人が、日ごろから顔見知りとなる機会や交流の場について検討が必要です。

### ④ 障害者福祉団体への活動支援及び協働

市では現在当事者団体・家族会向けに事業補助金の交付や団体との連絡会の開催を行っていますが、障害者福祉団体調査によると、過去の調査同様に活動する上で「後継者問題」、「財政的支援」、「活動場所」などの問題を抱えているという回答が出ています。

当事者団体や家族会の自主活動は、障害のある人・家族同士の交流を活性化し、抱える悩みや迷いを互いに解消する機会や助けになります。今後も障害者福祉団体との協働を推進していくために、活動情報の提供など、担い手の確保や活動拠点の確保につながる支援についても検討することが必要です。

### ⑤ 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

障害福祉サービス事業所調査では、8割の事業所が人材確保を問題としているほか、障害福祉サービスの充実に向けて必要なこととして、人材確保の取り組みや専門職の育成のための各種支援策があげられています。分野横断調査として行ったグループインタビューにおいても、福祉人材の確保について意見が寄せられています。

現在、市では事業者主体の連絡会を開催し研修や情報共有を実施しているほか、地域で活動する団体やNPO法人をサービス提供事業者として育成するため情報提供や助言を行っています。今後はさらに人材確保に向けて、市と事業所が協働で方策を検討していくことが重要です。

また、国の基本指針では、成果目標に「障害福祉サービス等の質の向上」が新たな項目として加えられています。市では第三者評価の受審費用助成を行っており、サービス事業所調査では、4割の事業所が第三者評価を実施している若しくは実施の予定があると回答しています。今後も第三者評価の受審促進に向けて情報提供等が重要です。

## (2) 障害のある人の社会参加の推進

### ① 地域活動及び社会活動への参加促進

市では、障害のある人の地域活動や社会活動への参加支援として、地域との交流を図るイベントの開催支援や移動・移送サービスの充実等を行っています。

障害等のある人への調査では、地域活動への参加状況は、いずれの障害においても「まったく参加していない」が5割以上となっています。参加しない理由では、身体障害者、精神障害者、難病患者は「障害や病気で体調が良くないため」、知的障害者は「きっかけがない」、「一緒に活動する仲間がない」が最も多くなっています。「障害や疾病等の特性を理解し、参加するための工夫をする」ことに、知的障害者、精神障害者、難病患者の3割以上が必要とする合理的配慮と回答している。

また、地域において自分らしい暮らしができていない人の、できていない理由は「地域の中に頼れる友人・知人がいない」、次いで「地域の中に余暇を楽しめる場所がない」が多くなっています。

多様な活動に参加しやすいよう移動・移送サービスの一層の充実を図るとともに、参加先での配慮に対して活動団体に情報提供するなどの取り組みも必要です。また、地域を中心とした活動に参加しやすくするために、障害のある人と地域の人々との交流の機会や場づくりの支援も重要です。

### ② 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保

障害等のある人への調査において、参加している文化芸術活動関連の地域活動としては、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」が4割、「スポーツ活動」が2割、「音楽や絵画などの芸術活動」が1割となっています。

国においては「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害のある人の文化芸術活動の機会を確保することが求められているため、身近な地域において障害のある人が、文化芸術活動やスポーツ活動を通して、自己表現できる機会、友人と一緒に学べる機会を得ることができるよう支援策の検討や情報提供方法などの検討が必要です。

### ③ 就労への支援

市では、心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」において、障害者就労支援事業を行っており登録者数は年々増加しています。

障害等のある人への調査において、働くために希望することでは、精神障害者と難病患者は「必要なときに通院・服薬ができるなど、健康状態にあわせた働き方ができること」、身体障害者は「自分の家の近くに働く場所があること」、知的障害者は「障害等のある人に適した仕事が開拓されること」が多くなっています。充実を望む施策では、障害等のある人への調査の65歳未満の世代と子どもの育ちや発達に関する調査で「障害

等のある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」の回答が多くなっています。

就労相談や生活相談、情報提供などの就労支援、定着のための支援の充実を図るとともに、障害のある人の雇用促進や働きやすい職場づくりについて、説明会等を通して企業に向けた意識啓発・支援を行っていく必要があります。

### (3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

#### ① 障害のある人に対する差別の解消の推進

平成28年度に障害者差別解消法が施行され、平成30年度に東京都は「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」にて、努力義務としている民間事業者における合理的配慮を義務とし、国よりも踏み込んだ方針を打ち出しています。府中市においても不当な差別的な取り扱いの禁止、合理的配慮の提供の取組を進めています。

必要とする合理的配慮について、障害等のある人への調査及び子どもの育ちや発達に関する調査ともに「困っていると思われるときは、声をかけ、手伝いの必要性を確かめて対応する」が最も高くなっています。

障害者福祉団体等の協力を得ながら、障害のある人が望む合理的配慮の提供を進めるとともに、広く行政機関・市民・事業者に対して、障害のある人への差別解消に向けた啓発が必要です。

#### ② 虐待防止

障害福祉サービス事業者調査では、2割弱の事業者がサービスを提供する上で、虐待などの場面に遭遇した経験があると回答しています。市では、障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置し、相談や通報、関係機関との連携を進めています。相談・通報件数は増加傾向にあるとともに、事例の複雑・困難化してきています。

障害者虐待防止センターの周知、関係機関との緊密な連携を図るとともに、複雑・困難化する事例に対応するために職員の更なる能力向上、マニュアルの見直しを進め、障害のある人の虐待防止に努めます。

#### ③ 権利擁護の推進

市では、府中市社会福祉協議会の権利擁護センターふちゅうにおいて、福祉サービス利用を支援する利用者サポート事業、判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用や金銭管理支援を行う地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用支援事業）、また高齢化や障害者の親亡き後の支援制度である成年後見制度の相談や啓発、市民後見人等の養成・支援を行っています。

障害等のある人の調査の成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして、「成年後見制度を理解するための周知・啓発」の回答が多く、後見人等にやってほしいことでは、「生活・医療等に関する契約や手続き」、「福祉サービスの契約や手続き」、「預貯金等の管理・解約」の回答が多くなっています。

平成28年度に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村において

基本計画の策定が努力義務とされています。障害のある人の高齢化や親亡き後を見据え、成年後見制度利用促進計画の策定に向けた検討や成年後見制度の情報提供、市民後見人の養成、権利擁護センターふちゅうの周知・支援を図る必要があります。

## (4) 情報提供と相談支援機能の充実

### ① 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援

市内では、4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）が連携して相談支援を行っています。しかし、各地域生活支援センターの市の相談支援体制全体の中の位置づけや、児童から高齢期までのライフステージ全体を包括した一体的な相談支援ニーズに対応できる体制が構築できていないといった課題があります。

市内の相談支援体制の現状を踏まえ、府中市障害者等地域自立支援協議会の相談支援部会では、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けて、必要な機能と運営体制について検討、答申が行われました。

障害等のある人の調査の充実を望む施策では、「各種相談事業を充実すること」が4割を超えて最も多くなっています。障害者福祉団体調査では、市の相談体制について当事者による相談、休日や緊急時にも対応できること、専門性、多分野との連携、切れ目のない相談などが望まれています。

国の基本指針では、新たな成果目標として「相談支援体制の充実・強化等」が設けられたことも踏まえながら、ライフステージ全体を包括した一体的な相談支援体制を構築するために、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を充実・強化し、障害のある人の意思決定を支援していくことが必要です。

### ② 情報提供体制の充実

障害等のある人の調査では、悩みや困りごとの相談先における障害福祉に関する公的機関への相談は1割前後にとどまっており、市内の相談機関の認知度では、地域生活支援センターは5割弱が知っているものの、4割は知らない状況があります。

子どもの育ちや発達に関する調査では、障害福祉サービスの満足度で不満と回答した人の理由として、「サービスの情報が入手しにくい」が4割台となっています。

公的な相談支援機関、障害福祉サービス、制度など、障害のある人が必要とする情報を入手できる情報提供のあり方や情報にアクセスしやすい環境について検討を進める必要があります。

## (5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

### ① 地域生活を支えるサービスの充実

市内の手帳所持者数は増加傾向にあり、障害福祉サービスの実績も増加しています。

障害福祉サービスの満足度で不満と回答した人は、障害等のある人への調査では2割、子どもの育ちや発達に関する調査では3割となっています。また、不満の理由は、障害

等のある人への調査では、緊急時の利用、希望通りの内容のサービスが利用できない、希望する日時に利用できないが3割台後半、子どもの育ちや発達に関する調査では、希望する事業所や施設が見つからない、緊急時に利用できないが4割台であり、希望にあったサービス利用ができていない人がいます。

障害福祉サービス事業所調査においても人材確保・育成、収益確保などの観点から事業者側として必要と感じているが実施できていない事業があるとの回答があります。

今後も増加が見込まれるニーズに対応するために、引き続きサービス提供事業者との連携体制、事業者主体の連絡会への支援など事業者への支援の検討や、障害特性や希望を踏まえながら障害福祉サービス提供体制の充実を進める必要があります。

## ② 安心して生活できる環境づくり

市では、重点施策として令和3年度までに190人分の定員確保を目標に、地域生活の基盤となるグループホームの整備を進めており、平成29年度までに185人分の定員を確保しています。

障害等のある人への調査では、充実を望む施策について、精神障害者の4割が「障害者が住宅を確保しやすくなるよう図ること」を、知的障害者の5割が「グループホームを充実すること」を希望しています。

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、安心して地域で暮らし続けられるよう、引き続きグループホームの充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備が必要です。「地域生活支援拠点等」の機能について府中市障害者等地域自立支援協議会の相談・くらしの部会で検討を行っています。また、住まいの確保について、障害のある人が借りやすくする仕組みなどの検討も必要です。

## ③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討

国は、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活への移行の推進と地域で継続して生活できる体制である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を掲げています。体制の構築に向けて、国は各圏域・市町村に令和3年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を基本としており、本市では設置に向け検討しています。

また、新たな国の基本指針では、精神障害のある人の精神病床からの退院後の地域での生活日数、精神病床の長期入院者数、早期退院率の目標設定が求められています。

精神障害のある人が安心して地域で暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の検討と、地域における保健・医療・福祉の連携を強化していく必要があります。

## ④ 災害時の支援体制の構築と避難所の確保

障害等のある人への調査では、知的障害者の5割は地震や災害などの緊急時に、ひとりで避難することが「できない」と回答しており、災害時に避難を「避難を助けてくれるような人はいない」と回答した人は全体では1割ですが、精神障害者は2割となって

います。災害時要援護者登録についての情報発信や、登録対象外の人の安否確認や避難行動支援についても検討することが考えられます。

障害等のある人への調査及び子どもの育ちや発達に関する調査とともに、災害時に困ること・不安なことは「大勢の中での避難所生活に不安がある」が最も多く、障害者福祉団体調査においても避難所についての意見が多く寄せられました。障害特性に応じた配慮が受けられるよう避難所におけるマニュアル等の整備や、障害のある人対応の専門職員の配置などの検討が考えられます。

障害福祉サービス事業者調査では、災害時に協力できることとして、在宅サービス利用者の安否確認や在宅の災害時要援護者の避難支援をあげています。また、施設を福祉避難所として活用することもあげており、事業者との協力、連携を図りながら災害時の支援、避難所の確保を進めていく必要があります。

## ⑤ 感染症対策の推進

新型コロナウイルスの感染拡大では、障害福祉サービスだけでなく、対面による支援を行う多様な福祉サービスにおいて、支援実施の難しさや感染拡大防止の取組による負担の増加など様々な課題が浮かび上がりました。そして、感染拡大防止のため、一人ひとりの基本的感染対策を踏まえた、日常生活の各場面で、「新しい生活様式」が定着しつつあります。

福祉分野における「新しい生活様式」に対する考え方や情報提供のあり方、感染症対策における福祉施設・福祉サービス提供事業所への支援方法について検討する必要があります。

## (6) 障害のある児童への支援の充実

### ① ともに学ぶ機会（インクルーシブ教育）の充実

市では、特別支援学級に通う児童・生徒との副籍交流や共同学習などを通じて、障害の理解を深める取り組みを進めています。

障害者福祉団体調査では、障害のある人への合理的配慮で特に必要なこととして、インクルーシブ教育についての意見が出ているほか、子どもの育ちや発達に関する調査の自由意見においても、幼稚園・保育園、学校から障害のある人と共に過ごすことや障害についての教育への希望が寄せられています。

共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず共に尊重し合い、共に学ぶインクルーシブ教育の充実について検討を進めていく必要があります。

### ② 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築

市では、発達に関する相談件数の増加、多様なニーズへの対応、関係機関の連携の課題等から、府中市障害者等地域自立支援協議会にて児童発達支援センターの必要な機能等に関する検討が行われ、令和2年4月に「府中市児童発達支援センター（仮称）整備

基本計画」を策定しています。

子どもの育ちや発達に関する調査では、育ちや発達で初めて気になった時期は、就学前が多くを占めています。充実を望む施策では「ライフステージに合わせた、切れ目のない支援をすること」、ライフステージに応じた支援として希望することでは、「お子さんに関わる教育、保健、医療、福祉など関係機関の連携が強化されること」が多くなっています。

児童発達支援センターは、乳幼期から学齢期の切れ目のない相談・支援、家族への支援、児童に関わる関係機関とのネットワーク強化や市民への意識啓発などの役割があります。児童発達支援センターの整備を進めるとともに、児童発達支援センターを中心とした切れ目のない支援体制の構築が必要です。

### ③ 障害児通所支援等の充実

子どもの育ちや発達に関する調査では、障害児通所支援等のサービスの利用について、利用している割合が最も多いのは『放課後等デイサービス』であり、次いで『児童発達支援』が続いています。また、「利用したいが事業所に空きがない」と「利用したい事業所がない」、「今後、利用したい」をあわせた割合は、『日中一時支援』、『移動支援』、『放課後等デイサービス』で3割を超えており、特に充実が望まれています。

障害のある児童とその家族のニーズを踏まえながら、障害児通所支援等の生活を支えるサービスを充実する必要があります。